

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施すること
について通知がありました。

令和四年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量及び三級水準測量観測）
- 二 測量の地域 御所市大字櫛羅ほか
- 三 測量の期間 令和四年一月十一日から同年三月二十五日まで